

障害者差別解消法、代読も合理的配慮 厚生労働省、医療事業者へ指針

厚生労働省は1月13日、今年4月施行の障害者差別解消法に関連し、医療関係事業者向けの対応指針を公表した。2015年7月に示した原案と比べ、合理的配慮の事例や障害特性に応じた対応の事例を増やした。

合理的配慮の事例としては「代読・代筆」、「文書の読み上げ、口頭による説明」を原案に加えた。設備の工夫としては、「点字サイン付き手すりの設置」なども合理的配慮と考えられるとした。

また、「障害特性に応じた対応例」の項目では、対象とする障害の種類に、構音障害、重症心身障害、難病を加え、それぞれの対応例を示した。

医療関係事業者ならではの「不当な差別的取り扱い

い」としては、「大人の患者に幼児の言葉で接すること」、「わずらわしそうな態度や患者を傷つける言葉を掛けること」、「患者の身体への丁寧な扱いを怠ること」などを例示した。

同法は障害を理由とした不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮を求めるもの。各省庁が合理的配慮の具体例などを盛り込んだ対応指針を策定することになっていた。

厚生労働省は、福祉事業者向けの対応指針を昨年11月に策定したが、医療関係事業者向けの対応指針は遅れていた。

(福祉新聞・第2748号 2016年1月25日)

障害年金受給者調査、年収50万円未満が半数 働く人の賃金低く(厚生労働省)

障害年金受給者の約半数が、労働による年間の収入が50万円未満であることが12月25日、厚生労働省の「2014年障害年金受給者実態調査」で分かった。単身世帯が多く、年金を受給したうえで働いても生活に困窮している実態が明確になった。

調査によると、収入のある仕事(障害福祉事業所などでの作業を含む)をしている人は28%。その年収は「50万円未満」が48%だった。1週間当たりの就業時間は「10時間未満」が24%で最多だった。

世帯構成は「本人のみ」が24%で最も多い。年金を含む世帯年収(中央値)は183万円で、国民生活基礎調査の中央値415万円の半分以下だった。世帯の生活費(1か月当たり、臨時的な支出を除く)は「5万～10万円」とした人が22%で最多。治療や介助に要した費用(1か月当たり、食費を除く)は「0～5,000円」が30%で最多だった。

生活保護を受給している人は6%で、全人口の受

給率を大きく上回った。「世帯の主たる収入は父母の収入」と回答した人は10%に上り、単身では年金と労働の収入を合わせても生活の維持が困難な実態がうかがえる。

年金の平均月額、厚生年金は1級が15万3,399円、2級が11万5,651円、3級が5万6,289円。国民年金は1級が8万844円、2級が6万5,491円。

調査は年金局が不定期で行うもので、2014年12月、厚生年金、国民年金の障害年金受給者約194万人から無作為抽出した2万3,000人に実施。有効回答は1万6,769人(73%)だった。

障害種別では精神障害が31%、知的障害が23%。前回調査(2009年12月に実施)にはない質問項目として、今回は療育手帳の有無を尋ねた。一方、前回調査で尋ねた特別障害者手当の受給の有無は質問項目から外した。

(福祉新聞・第2747号 2016年1月18日)